

## 2. 「週40時間労働」就業規則改正時期の状況(現場)

前項は店社の状況であったが、現場で就労する従業員を対象として、週40時間労働制に対応した就業規則がいつ改正されたか、または予定されているかを調査したのが図-8～図-11である。

これによると、平成9年3月末日までに就業規則を改正した企業の割合は48.1%、平成9年4月から8月までに改正した企業は41.2%で、合わせて89.3%の企業が調査時点では就業規則を改正している。

事業分野別では「測量・設計業」、「資材販売業」の対応が比較的早期である(図-8)。受注形態別では元請主体の改正時期が早い(図-9)。資本金階層及び従業員数別では、いずれも小規模企業で今後改正する予定の企業割合が高くなっている(図-10、図-11)。

図-8 事業分野別でみた就業規則改正時期(現場)

